

フリースクールなど民間の相談・指導施設に対する「10の支援」

北海道・北海道教育委員会

1 道立施設を利用する場合の引率者の利用料金の減免（別紙参照）

- ① 当該の施設に利用を希望する日時及び人数（児童生徒及び引率者）を連絡してください。
- ② 施設から承諾等に係る連絡を受けた後に利用してください。

*特別展は利用できません。

2 道立施設の研修室等の利用

- ① 当該の施設に利用を希望する日時及び人数（児童生徒及び引率者）を連絡してください。
- ② 施設から承諾等に係る連絡を受けた後に利用してください。

*各施設の状況により対応できないこともあります。

3 道立施設の専門職員による直接指導

- ① 当該の施設に指導を希望する日時及び人数（児童生徒及び引率者）を連絡してください。
- ② 施設から承諾等に係る連絡を受けた後に利用してください。

*職員の状況により対応できないこともあります。

4 道立施設の主催事業等案内の送付

*各施設から送付します。

5 児童や生徒に対する相談機関の紹介

*相談機関の一覧を送付します。

6 不登校に関する研究報告書・関係情報の送付

*研究報告書を送付します。

7 不登校に関する会議等への参加や助言者、事例発表者としての活用

*各施設に連絡します。

8 当該児童生徒の内科検診、歯科検診の病院などでの受診

- ① 児童生徒の氏名を当該市町村教育委員会に連絡してください。
- ② 市町村教育委員会から受診等に係る連絡を受け対応してください。

9 教育器具などの譲渡

- ① 必要な教育器具があれば義務教育課義務教育指導係に連絡してください。
(011-204-5963)
- ② 道教委が希望教育器具について関係市町村教育委員会と協議の上、譲渡可能な教育器具について連絡します。
- ③ 教育器具を受け取ってください。(各施設において運搬)

*教育器具によっては、御希望にそえない、あるいは時間を要する場合があります。

10 学校の授業時数の扱いやJR定期券の学割の適用についての周知

*各教育局を通じて学校等へ周知します。